

苫小牧市プレミアム付商品券
一般商品券&地元店応援券（とまチケ）
取扱店（特定事業者）必携

お問合せ・連絡先

苫小牧市プレミアム付商品券実行委員会 取扱店募集担当（苫小牧商工会議所内）

〒053-0022 苫小牧市表町 1-1-13 苫小牧経済センター3階

TEL：0144-61-1130/FAX0144-32-6058

メール：tomapre@cci.tomakomai.or.jp

URL：<https://tomakomai-premium-ticket.jp/business.html>



※ この事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

【事業概要】

食料品等の物価高騰による影響を受けている市民及び市内店舗や事業者に対する支援を行うことで、地域経済の活性化を図ることを目的として、プレミアム付商品券発行等事業を行う。

商品券の種類	商品券1冊／1,000円券10枚綴り	
	一般商品券6枚	全ての登録店舗で利用可能
	地元店応援券4枚	登録店のうち地元店のみで利用可能（通称：とまチケ）
販売額・プレミア率	1冊5,000円（利用可能額10,000円）・プレミア率100%	
販売冊数	165,000冊	

※その他 住民税非課税世帯等（約 30,100 世帯）に対して一般商品券 5,000 円分（1,000 円券 5 枚綴り）を給付

【商品券使用可能期間】

2026年(令和8年) 4月22日（水）から 10月21日（水）まで

【取扱店登録料・換金手数料】

- ① 取扱店の登録料は無料です。
- ② 本事業での商品券の換金に当たり実行委員会が指定する金融機関は、苫小牧信用金庫、北洋銀行、北海道銀行及びとまこまい広域農業協同組合の苫小牧市内にある各本・支店（以下、指定金融機関という。）とし、指定金融機関の中で、特定事業者が口座を有する金融機関で換金する場合は、手数料の負担はありません。
- ③ 特定事業者が指定金融機関以外を換金先とする場合は、苫小牧信用金庫本店で換金を行うものとし、3万円未満で860円、3万円超で1,080円の手数料が発生します。
※ 指定金融機関以外（北海道労働金庫、室蘭信用金庫、北央信用組合、北陸銀行及びゆうちょ銀行など）を換金する金融機関として登録している場合は、手数料が生じます。
※ 換金する商品券が1枚の場合、手数料が換金額を上回り振込ができない場合があるため、換金は2枚以上から受け付けます。

【換金の手続について】

- ご持参いただくもの
- ・取扱店（特定事業者）決定通知書
 - ・換金申出書（店舗名・登録番号等は決定通知書に記載の内容の通りご記入下さい。）
 - ・商品券（裏書・社判押印） ※右上を切り取る必要はありません。
 - ・通帳（市内金融機関での換金の場合、その場で通帳記帳する為）
 - ・社判（記載漏れ等があった場合その場で対応頂く為、必須ではありません）
 - ・社印（記載漏れ等があった場合その場で対応頂く為、必須ではありません）

- ① 登録された金融機関に商品券を種類ごとに分け、ホチキス止めなどはせずにまとめてお持ちください。
(※ 未使用の商品券かどうかを区別するため、商品券の裏面に裏書や社判押印が必要です。)
(商品券が合計で100枚以上ある場合、100枚で1束とし、1枚目と100枚目の商品券のみ押印
(その束は2～99枚目は押印不要)、100枚未満は全て押印)
【例】227枚の場合：200枚2束、27枚は全て押印

- ② 換金申出書（別紙参照）に必要事項を記載し、取扱店決定通知書と通帳を合わせてお持ちください。
※ 換金申出書はコピーして使用してください。
- ③ 換金申出書と実際の枚数を確認後、指定金融機関は当日、指定金融機関以外は別表のとおり換金を行います。

④ 金融機関への商品券の持込は1日1,000枚を上限とし、指定金融機関の場合は500枚以上の場合は午前中に持込いただきますよう、ご協力をお願いします（午後の持ち込みになると当日中に換金できない場合があります。）。

※ 指定金融機関以外を換金先としている場合は、苫小牧信用金庫本店で手続を行うものとし、その際の持込枚数に制限はありません。

【換金期間について】

換金手続は、2026年（令和8年）4月22日（水）から11月13日（金）まで受け付けます。

- ① 指定金融機関 随時受け付け、当日換金
- ② 指定金融機関以外 随時受け付け、換金日（振込日）は別表参照

【商品券を利用できない商品・サービス】

- ① 換金性の高い金券等の購入
（商品券、ビール券、図書カード等、切手、印紙、プリペイドカード等）
- ② たばこの購入（たばこ事業法第36条第1項による）
- ③ 出資、有価証券の購入や債務に係るもの
- ④ 土地や家屋の購入、家賃、地代及び駐車場などの不動産に係る支払い
- ⑤ 国や地方公共団体への支払い及び公共料金（電気・ガス・水道料金等）および医療費等に係るもの
※ 苫小牧市「指定ごみ袋」、車検の法定費用等
- ⑥ 交通機関の市外への運賃
- ⑦ 電子マネーへのチャージ（入金）
- ⑧ 事業活動に伴い使用する原材料および機器類、仕入れ商品等の事業資金
- ⑨ 「風俗営業等の規則および業務の適正化に関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- ⑩ その他実行委員長が指定したもの

【商品券取扱店遵守事項】

- ① 利用者が使用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面どおりの商品の販売及びサービス等の提供を行うとともに、積極的な販売促進活動に努めること。
- ② 各店舗で取扱できる商品券の種類（一般、とまチケ）に注意すること。
- ③ 実行委員会が配布するポスターを利用者の見やすい場所に掲示すること。
- ④ 利用者から受け取った商品券は、裏面に特定事業者名を押印又は記入し、未使用のものと区別すること。
- ⑤ 他店名の押印又は記入がある商品券は、受け取りを拒否するとともに、直ちに実行委員会に申し出ること。
- ⑥ 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに、直ちに実行委員会に申し出ること。
- ⑦ 一人の顧客が大量に商品券を持ち込んだ場合および不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに、直ちに実行委員会へ申し出ること。
- ⑧ 商品券の交換、譲渡、売買及び再利用は行わないこと。
- ⑨ 実行委員会及び苫小牧市が、本事業に関する調査等を行う場合、協力を拒まないこと。
- ⑩ 本事項及び実行委員会の指示を遵守すること。

【商品券の管理責任】

使用済み商品券を保管中に紛失、盗難、その他の事故が発生した場合は、実行委員会はその責任を負いません。

【取扱店（特定事業者）登録事項の変更】

登録事項に変更があった場合は、速やかに実行委員会に届け出てください。

メール：tomapre@cci.tomakomai.or.jp

【取扱店（特定事業者）の取り消し等】

本書及びその他関係書類記載内容に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や参加店舗の承認取り消し、損害金の発生が生じた際はご請求する場合があります。

※ その他、ご不明な点がございましたら実行委員会にお問い合わせください。

別表

指定金融機関以外は、次の表のとおり振り込みます。

	換金申出日	換金日（振込日）
1	令和8年 4月24日(金)まで	令和8年 5月 8日(金)
2	5月 8日(金)まで	5月22日(金)
3	5月22日(金)まで	6月 5日(金)
・	以下2週間ごとの金曜日	以下2週間ごとの金曜日
・	・	・
・	・	・
・	・	・
・	・	・
最終	令和8年 11月13日(金)まで	令和8年 11月27日(金)